

第5次成田市男女共同参画計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、第5次成田市男女共同参画計画策定支援業務委託（以下「業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、業務の受注者を選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

(選定審査委員会)

第2条 プロポーザルによる受注者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 受注者を選定するための選定方針の決定
- (2) 企画提案内容の評価・審査及び受注者の決定
- (3) その他必要な事項

2 委員会は、市民生活部長、市民協働課長、人事課長、こども政策課長及び商工振興企業立地課長の合計5名をもって構成する。

3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は市民生活部長、副委員長は市民協働課長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(企画提案書提出者の参加資格等)

第3条 企画提案書提出者（以下「提出者」という。）は、別に定める「第5次成田市男女共同参画計画策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）に記載する参加要件を満たす者とする。

2 この要領によるプロポーザルに参加申請する者は、募集要項に基づく参加申請書を提出しなければならない。

(審査方法及び評価基準)

第4条 委員会が、受注者を特定するための審査方法、受注者の評価及び選定は、第2条第1項第1号で決定した選定方針によるものとする。

2 第一次評価は、事務局が参加資格を審査したうえで、書類審査とし、提出された書類を事務局が評価基準に基づき審査する。提出者が4者以上のときは、評価得点の高い者から順に第二次評価に進出する3者程度を選定する。ただし、提出者が3者以下のときは、全提出者

を第二次評価に進出させることとする。

- 3 第二次評価は、プレゼンテーションによる審査とし、委員会が企画提案内容等により、評価基準に基づき評価を行い、第一次評価と第二次評価の評価点を合計して評価順位を決定する。

（優先交渉権及び交渉順位の確定）

第5条 委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。

- 2 提出者が1者のみの場合、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提出者を優先交渉権者として確定する。6割に満たない場合又は提出者がいない場合には、再度公募を実施する。また、最高点の者が複数いる場合は、原則として募集要項にて提出書類と定めた業務実績に記載された同種・類似業務の実績が多い提出者を、実績においても同数が複数いる場合は、提案金額の安価な提出者を優先交渉者とする。それでも同点の場合は、くじ引きで決定する。
- 3 委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

（失格条項等）

第6条 企画提案書提出者が、次の各号の一に該当する場合、企画提案書は無効とする。

- （1）企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- （2）参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- （3）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- （4）許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- （5）虚偽の内容が記載されているもの。
- （6）この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- （7）その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

（受注者の決定及び選定結果の通知）

第7条 委員会は、第5条第3項の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は受注者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

（企画提案書の取り扱い）

第8条 提出された企画提案書の取り扱いは、募集要項の留意事項に記載するとおりとする。

（事務局等）

第9条 本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において

担当する。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、業務委託契約の完了日をもってその効力を失う。